

令和7年度土庄町定額減税補足給付金 (不足額給付)のご案内

定額減税補足給付金(不足額給付)とは、令和6年度に実施した**当初調整給付**の支給額に不足が生じる場合に、**追加で給付を行うもの**です。
支給対象者は以下の**不足額給付Ⅰ**または**不足額給付Ⅱ**に該当する方です。

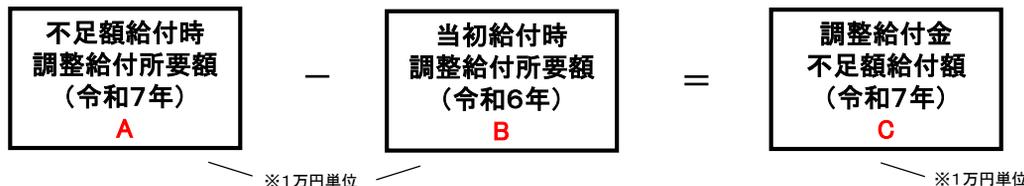
□不足額給付Ⅰ

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした令和6年分推計所得税額を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給します。

例

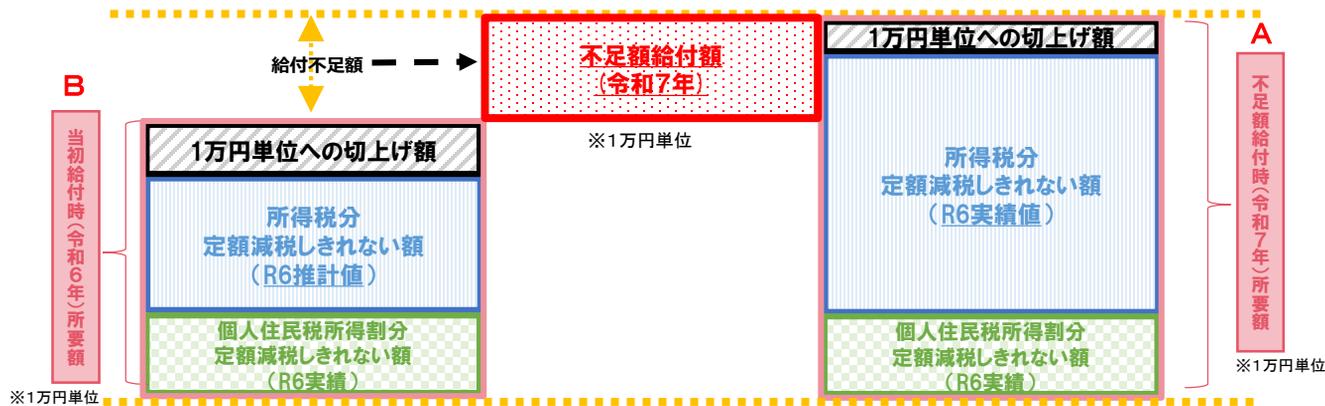
- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

イメージ



【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



□不足額給付Ⅱ

本人及び扶養親族等として定額減税および当初調整給付金の支給対象外であり、令和5年度または令和6年度低所得世帯向け給付金の支給対象世帯の世帯主または世帯員に該当しなかった方に対して、原則定額4万円(令和6年1月1日時点において国外居住者であった場合等は3万円)を支給します。

例

- 青色事業専従者、事業専従者(白色)の方
- 合計所得金額48万円超の方

給付金の支給手続き

令和7年度土庄町定額減税補足給付金(不足額給付)支給のお知らせが届いた方



- 申請の手続きは不要です。
- ただし、振込口座が登録されていない方や振込口座を変更される方はご連絡ください。

連絡期限 令和7年8月27日(水)



支給のお知らせに記載された支給予定日に給付金を口座振込します

令和7年度土庄町定額減税補足給付金(不足額給付) 支給確認書が届いた方



- 給付金を受け取るには、返送が必要です。
- 支給確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返送ください。

申請締切 令和7年10月31日(金)
必着



審査の上、順次、給付金を口座振込します

その他



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

●給付金の支給・振込口座について

土庄町役場 総務課 ☎ 0879-62-7000

●給付額の算定について

土庄町役場 税務課 ☎ 0879-62-7001

受付時間 9:00~17:00 (土日祝を除く)